

相談支援部会  
平成26年度報告・平成27年度計画（案）

## 1. 平成26年度報告

- 1) 市川市障害児者相談支援ガイドライン（以下、「市ガイドライン」）の改定について
  - ・セルフプランの考え方、取り扱いについて追加
- 2) 市川市全体における相談支援体制の整備について、第2次市川市ハートフルプラン（障害福祉計画）に向けて提言のとりまとめ
  - ・基幹型支援センターえくる及び就労支援センターアクセスの現状と課題、計画相談支援の実施状況を分析検討した他、10月に杉並区の体制を視察
- 3) 市ガイドライン研修の企画と運営（別紙）
  - ・平成27年2月24日、3月3日、3月10日のいずれも18時～20時
  - ・企画、運営に際しては is-net と協働
  - ・80名が参加
- 4) 障害児支援連絡会を中心に「障害児支援に関する公的協議機関の設置について（要望）」のとりまとめ（別紙）

## 2. 平成27年度計画

- 1) 市ガイドラインの改定
  - ・27年度報酬改定等の内容について盛り込む
  - ・地域定着支援、障害児相談支援について追加
- 2) 法改正による「全員ケアマネ」体制について経過措置が終了したことを踏まえた状況の総括と今後の取り組みの検討
- 3) 第2次ハートフルプランにおいて取り上げられた「たまり場機能（仮称）」についてのプログラムの試行とあり方の提案（具体的な内容の協議と取り組み）
- 4) 市ガイドライン研修の企画と運営（is-net と協働）
- 5) その他
  - ・幹事の交代

市川市長

## 障害児支援に関する公的協議機関の設置について（要望）

いわゆる「発達が気になる子ども」をはじめ、支援を必要としている子ども達が増えています。又、現代の都市生活においては保護者や家族が孤立し易く、育児や家庭生活に対する積極的な支援の必要性も指摘されている処です。

市川市内の福祉支援の現場においても、様々な子どもや保護者の方々が支援を求めて来所されるケースが増えてきていて、障害児とその家族が必要な支援を受けながら安心して暮らしていける為の、地域における支援体制の整備や拡充に向けた具体的な取り組みが期待されている処です。

さて、それらの支援体制の整備や拡充にあたっては、従来の障害福祉施策に加え、医療や保健、教育、福祉、就労等を含めた、児童一般施策等との連携体制が大きな課題となっています。特に、（児童期の支援にあたっては）公的機関の果たす役割と機能が大きくなっていて、公的機関と民間事業者の協働や協力、連携体制の構築が不可欠であると思われまます。

その為、市川市障害者支援課と民間の福祉支援関係者が主導する形で、平成25年度に自立支援協議会相談部会の下部組織として「市川市障害児支援連絡会」を設け、地域における障害児支援に関する課題や情報の共有、支援のネットワーク作りに取り組んで来ました。具体的には、地域の支援関係者を招集して定期的な連絡会を実施したり、研修会等を開催しながら、一定の成果をあげてきたところです。

しかしながら、障害児に関わる施策や制度が多様で複雑な為、相談部会の下部組織としての取り組みには限界があり、又、行政に関わる課題やテーマも多く、民間主導の活動に難しさを感じている処です。

ついては、障害児支援の特性をふまえた、地域の課題やニーズを協議する公的な協議の場を設置して、官民が協働して地域における障害児支援体制の整備に取り組んでいく事が喫緊の課題であると思われまます。

国においては、自立支援協議会の中に子どもの専門部会の設置を奨励しており、近隣の自治体においても、松戸市（自立支援協議会子ども部会）、船橋市（同療育部会）、浦安市（同子ども部会）、鎌ヶ谷市（発達支援部会）等が障害児支援に特化した協議の場を設けながら、地域の福祉行政や支援体制の整備に取り組んでいます。

また、27年度から始まる「子ども子育て支援新制度」においては、「障害児支援の充実」という項目を設けて、新制度と障害児支援との関係や、新制度における障害児の受け入れについて具体的に言及をしているところであり、児童一般施策と障害児支援施策の一層の連携体制の整備が必要になると思われまます。

市川市は、福祉行政に熱心な自治体として全国的に知られていて、良質な支援サービスが整備されている地域であり、これらの福祉資源を有機的に活用しながら官民が協働して障害児支援の充実を図っていくためにも、障害児支援に関する公的な協議機関を設置していただくことを要望いたします。

関係各署においてご検討いただくようお願いいたします。

(付記：期待される主な協議事項)

- 1) 支援を必要とする子ども達が、早期から適切な支援が受けられるようにするとともに、保護者や家族に対する育児や生活支援が適切に提供されるような支援体制の在り方について。
- 2) 乳幼児期から学童期、青年期、成人期までのライフステージの変化に応じて、一貫した支援が切れ目無く継続的に提供されるような、地域における関係機関の連携体制の構築と強化について。
- 3) 児童一般施策との連携体制の構築と強化について。
- 4) 障害児支援に携わる関係者間の情報交換や支援者養成のあり方について。
- 5) 地域の中にある官民のフォーマル及びインフォーマルな支援やサービスの資源に関する情報交換と実態把握について。
- 6) 地域における障害児支援に関する課題やニーズについての情報収集と把握、施策提言等について。
- 7) その他

平成27年3月 日

市川市自立支援協議会相談支援部会

市川市障害児支援連絡会

代表幹事 保戸塚陽一

連絡会参加者一同

平成 27 年 3 月 19 日  
就労支援部会資料

## 平成 27 年度 就労支援部会計画

### 1. 就労支援担当者会議

- ・就労移行支援事業所 合同説明会
- ・雇用促進セミナー
- ・定着支援について

### 2. 福祉的就労担当者会議

- ・地域の連携（受託作業情報の共有）
- ・事業所の底上げ（事業所情報の共有）
- ・職員のモチベーション向上（事例検討会、研修会）
- ・福祉事業所と受託作業発注会社との関係向上（消費税対策勉強会）

### 3. 就労支援部会研修

就労支援担当者会議と福祉的担当者会議として合同で行える研修、勉強会等

- ・就労事業所の説明会（学校にて本人、保護者対象）
- ・就労事業の内容の研修会
- ・就労継続 B 型から一般就労を目指す人を就労移行支援につなぐために（B 型と移行との意見交換）

### 4. 課題

- ・就労している障害者の生活支援を誰がやるのか
- ・生活困窮者の就労支援の枠組み（手帳なしの人をどうするか？）
- ・企業の実態把握（雇用において困っていること）

生活支援部会  
平成 26 年度報告・平成 27 年度計画および提案

1・平成 26 年度報告

○部会を 7 回、幹事会を 2 回開催。

「居宅支援連絡会」「日中活動連絡会」「グループホーム等連絡協議会」「重心サポート会議」の中で挙げた現状と課題の共有と情報交換、さらに「障害者団体連絡会」や「ISNET」など多彩な関連団体とのタイムリーな情報共有を行いました。

○市民の障害理解を促進するための啓発活動として、以下の 2 点に生活支援部会を中心とする実行委員会方式で取り組みました。

①11 月 1 日（土）和洋女子大学 里見祭での「ハートフル案内ツアー」を実施。前年度より募集定員を拡大し、市内の障害福祉サービス利用者と障害団体連絡会に参加を呼び掛けた。14 名の障害当事者の方々が学生の案内の下、一緒に学園祭を楽しむことができ、相互理解と交流につながった。

②12 月 7 日（日）障害者週間のイベントとして、昨年度に引き続き障害者支援課との協働による「I♥あいフェスタ」（あいあいフェスタ）を実施。文化会館の地下の 2 室にて、ミニハートフルセミナー、障害者団体の販売、作品展示、盲導犬のデモンストレーション、体験コーナー等を準備した。また、様々な関係機関の協力を得て、公道（文化会館～JR 本八幡駅）での当事者参加のパレードが実施できたことは大きな成果である。市民の参加という点では、通行量が少ないという立地的なハンデがあり、今後はより市民の関心を得られるような開催場所の検討が必要。

○障害福祉計画（ハートフルプラン）への提言を行いました。

課題：「泊る場」「人材確保」「移動（送迎を含む）」は、テーマとして共有はされているものの、具体的な取り組みにつなげるところまで至らなかった。

2. 平成 27 年度計画

- ・人材の確保
- ・障害者週間のイベントの実行委員会立ち上げ、障害者団体連絡会との連携、市川市との協働実施（予定）
- ・各連絡会協議会の今後の方向性と専門部会の在り方について
- ・地域生活支援拠点事業について

### 3 地域生活支援拠点について

#### (1) 地域生活支援拠点の整備の推進について

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における課題の解決を目指す「地域生活支援拠点」等の整備が重要である。

このため、第4期障害福祉計画において地域生活支援拠点等を各市町村又は障害福祉圏域に1箇所以上整備することとしているところであるが、整備に当たっては、障害のある方の地域生活を地域全体でどう支えるのかという観点に立ち、市町村内の現状に応じてどのような機能をどれだけ整備していくか等について、協議会等の場を活用して検討いただくことを想定している。

拠点等の整備に当たっては、グループホームや障害者支援施設あるいは基幹相談支援センター等に機能を集約する「多機能拠点整備型」や、地域の障害福祉サービス事業者等の関係機関が連携して支援する「面的整備型」など、地域の実情に即した体制により、①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくりといった障害のある方の地域生活を推進していくために必要とされている機能を強化していくため、既存の障害福祉サービスや地域生活支援事業を活用しながら地域の実情に応じた拠点等を整備していくことについて検討していただきたい。【関連資料①（68頁～70頁）】

#### (2) 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業（仮称）の実施について

地域生活支援拠点等の整備を促進するため、平成27年度予算案においては、拠点等の立ち上げを支援するとともに、集めたノウハウを全国にフィードバックしていく「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」（仮称）を計上している。【関連資料②（71頁）】

この事業は、10箇所程度の自治体を選定し、拠点等の立ち上げ時の専門家の招聘や研修実施等に係る経費の2分の1を補助するとともに、年に数回の連絡会議を開催し、厚生労働省や事業実施自治体相互の意見交換や情報交換等を行うことを予定している。

さらに、本事業により集められた具体的な立ち上げ方法や運営方法等の事例について、今後情報提供させていただく予定であるので、整備の参考にさせていただきたい。

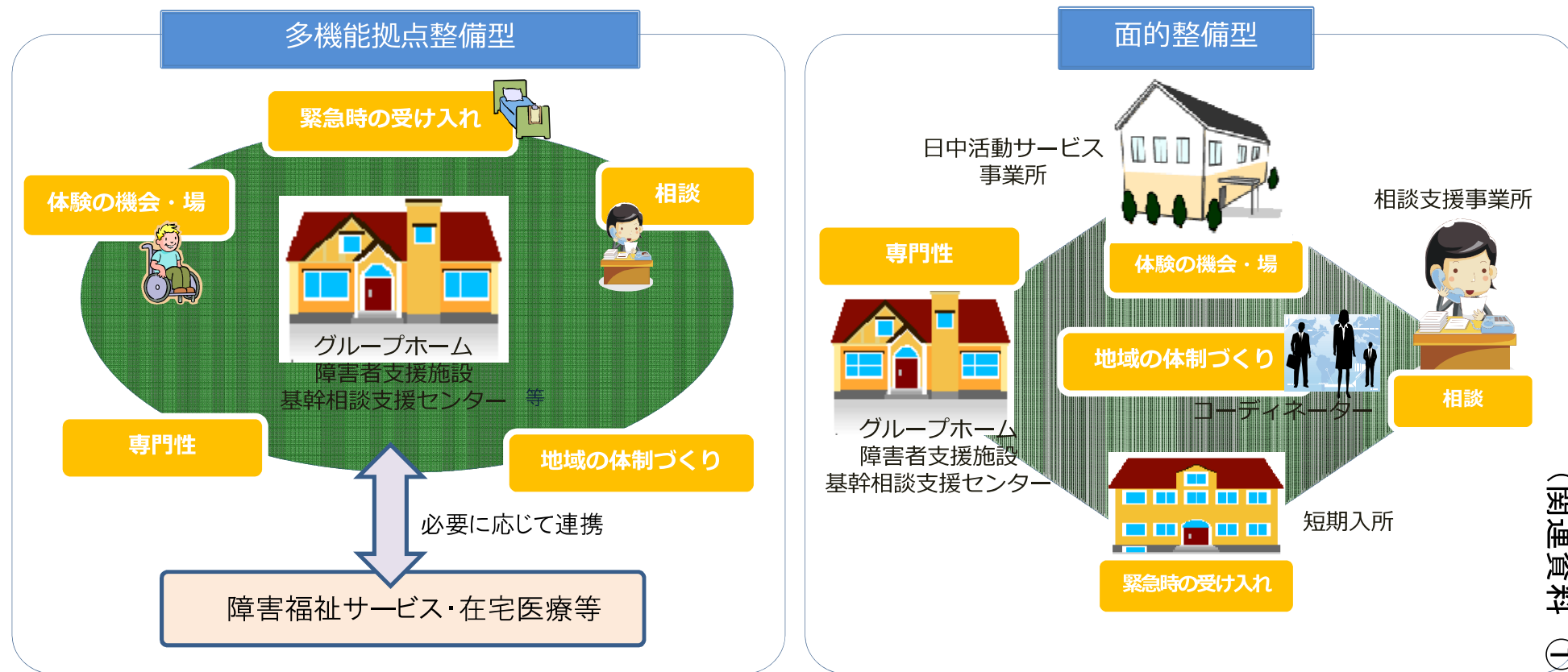
事業実施自治体の募集については、予算成立後早期に公募を行い選定を行うことを予定している。

# 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

- 地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



# 地域生活支援拠点等の整備例①(多機能拠点整備型)

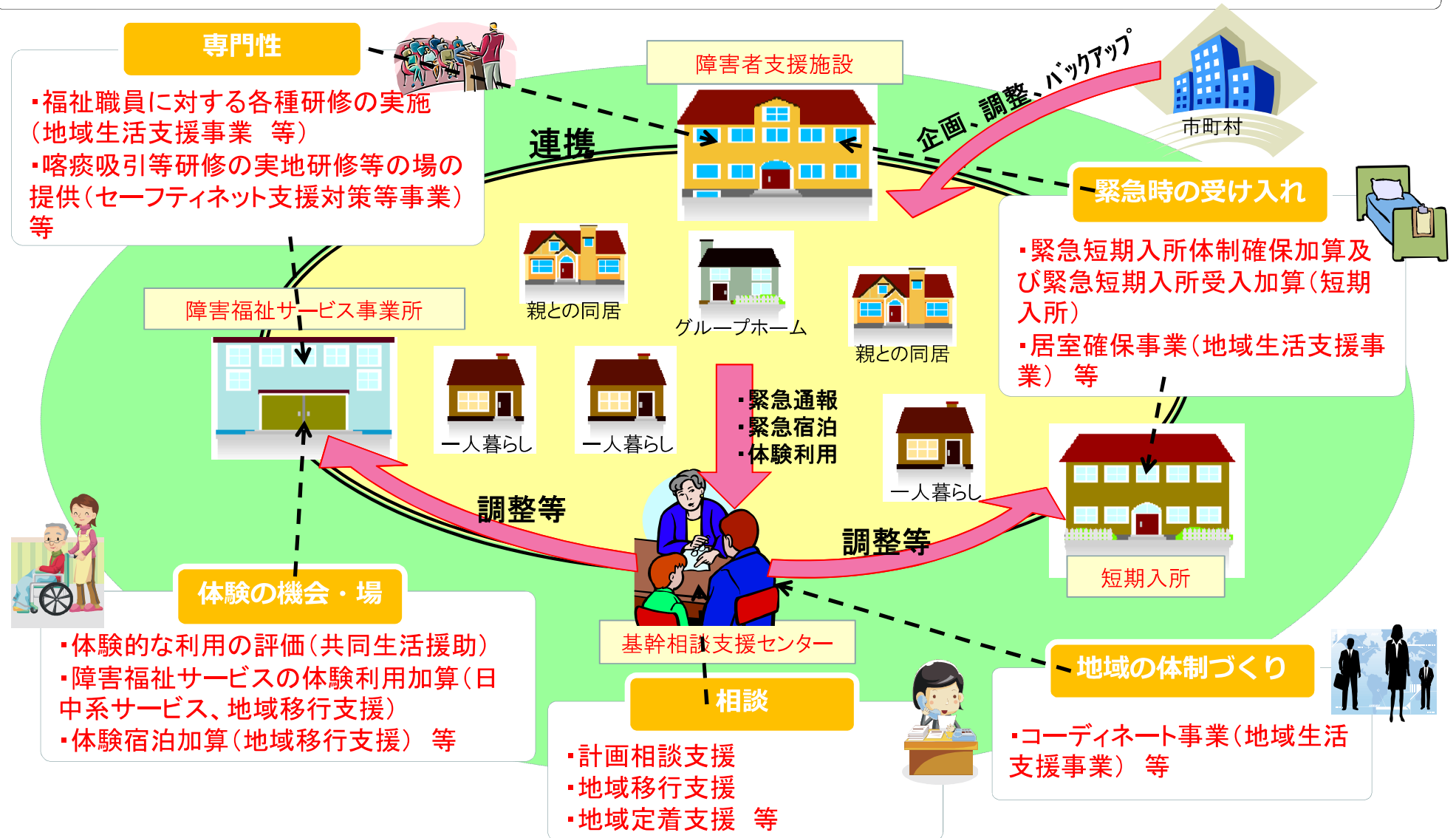
パターン①: 居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障害者を支援。





# 地域生活支援拠点等の整備例②(面的整備型)

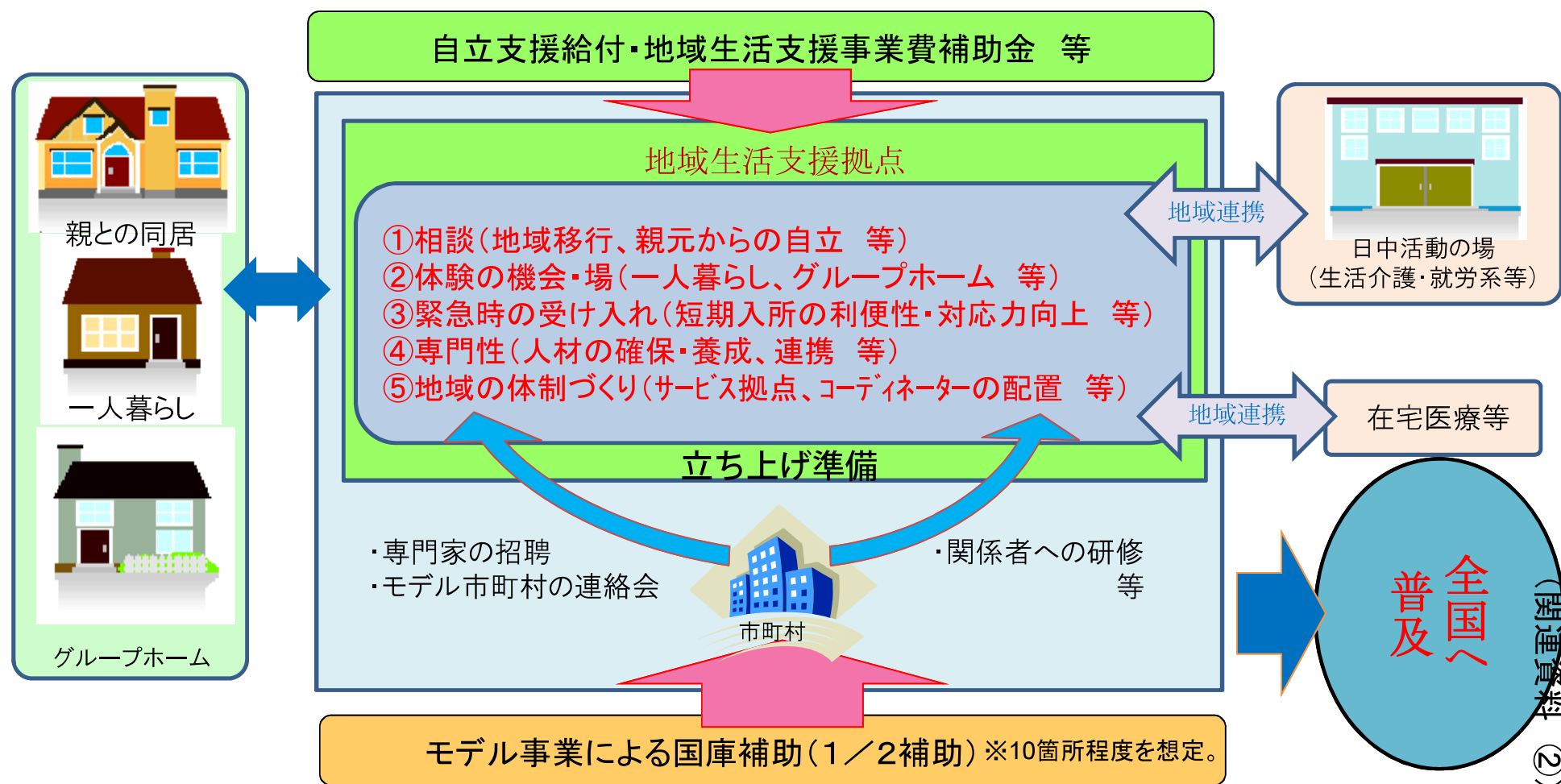
パターン②: 地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。



# 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業（仮称）

平成27年度予算案  
25,000千円

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、①相談②体験の機会・場③緊急時の受け入れ・対応④専門性⑤地域の体制づくりの5つの機能の強化を図ることが求められる。このため、障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進していく。



自立支援協議会 障害者団体連絡会資料

障害者団体連絡会 代表 大井好美

平成 26 年度第 4 回会議

日時 平成 27 年 2 月 5 日 (木) 午後 1 時 30 分から 3 時 30 分

場所 急病診療ふれあいセンター 集会室

○勉強会

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の活動を通して考える「合理的配慮」について

障害者差別解消法に係るモデル事業「障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業」の情報提供  
広域専門指導員 山田真理子氏

○障害者週間イベント「I♥あいフェスタ」の報告

実行委員の木下さんより報告

○啓発パンフレット編集委員会

委員長の富岡さんより報告

○会費徴収にかかる規約改正

監事の植野さんから説明

時間をかけながら熟慮しながら改正

○総合防災訓練

事務局池澤氏より報告。1 月 17 日の避難所訓練に参加された方からの感想をとりまとめ、地域防災課に提出

○ヘルプマーク

障害者支援課池澤氏より説明。ヘルプマークの配布・普及については、来年度からの第 2 次いちかわハートフルプランに事業として盛り込んだ。配布・普及

○来年度活動計画

日時 5 月 19 日 (火)、9 月 15 日 (火)、11 月 17 日 (火)、2 月 2 日 (火)

時間はすべて午後 1 時 30 分から 3 時 30 分

勉強会 2 回予定 一つは障害者権利条約について

もう一回は未定

取り組み：規約改正 (総会)、防災対策、障害者週間

平成 27 年 3 月 19 日  
田上委員提出資料

地域生活の拠点確保のお願い

わたくしは、知的障害者の団体の田上と申します。

昭和 49 年の松香園開設を初め、5 箇所の公設公営での対応に深く、感謝申し上げます。近隣市にない、福祉を展開していただいたことに、改めてお礼申し上げます。

措置時代の制度では、親亡き後は、入所施設で暮らすことが最終目標で、近隣の 5 市で、もくせい園、やまぶき園を開設していただきました。

しかし、平成 15 年に福祉制度が契約制度に変わりました。

平成 18 年には、国連で障害者権利条約が採択され、障害があっても、自分の望む所で暮らすことが保障されることになりました。日本では、障害者自立支援法が成立し、地域生活が福祉制度の主軸になりました。国の方針では、真に必要なものでなければ、これ以上入所施設は作らず、地域にグループホームを造ることで対応することになりました。

市川の公立施設の利用者のためのグループホームを公立で作ることは不可能で、民間法人がグループホームを開設しています。

しかし、老人関係のグループホームでの火災による死亡事故があり、消防法によるスプリンクラーの設置、建築基準法による

防火壁の設置、廊下幅の拡幅など、設置要件が設けられ、それ  
まで推奨されていた、民間の空き家を利用したの開設が不可能  
になりました。

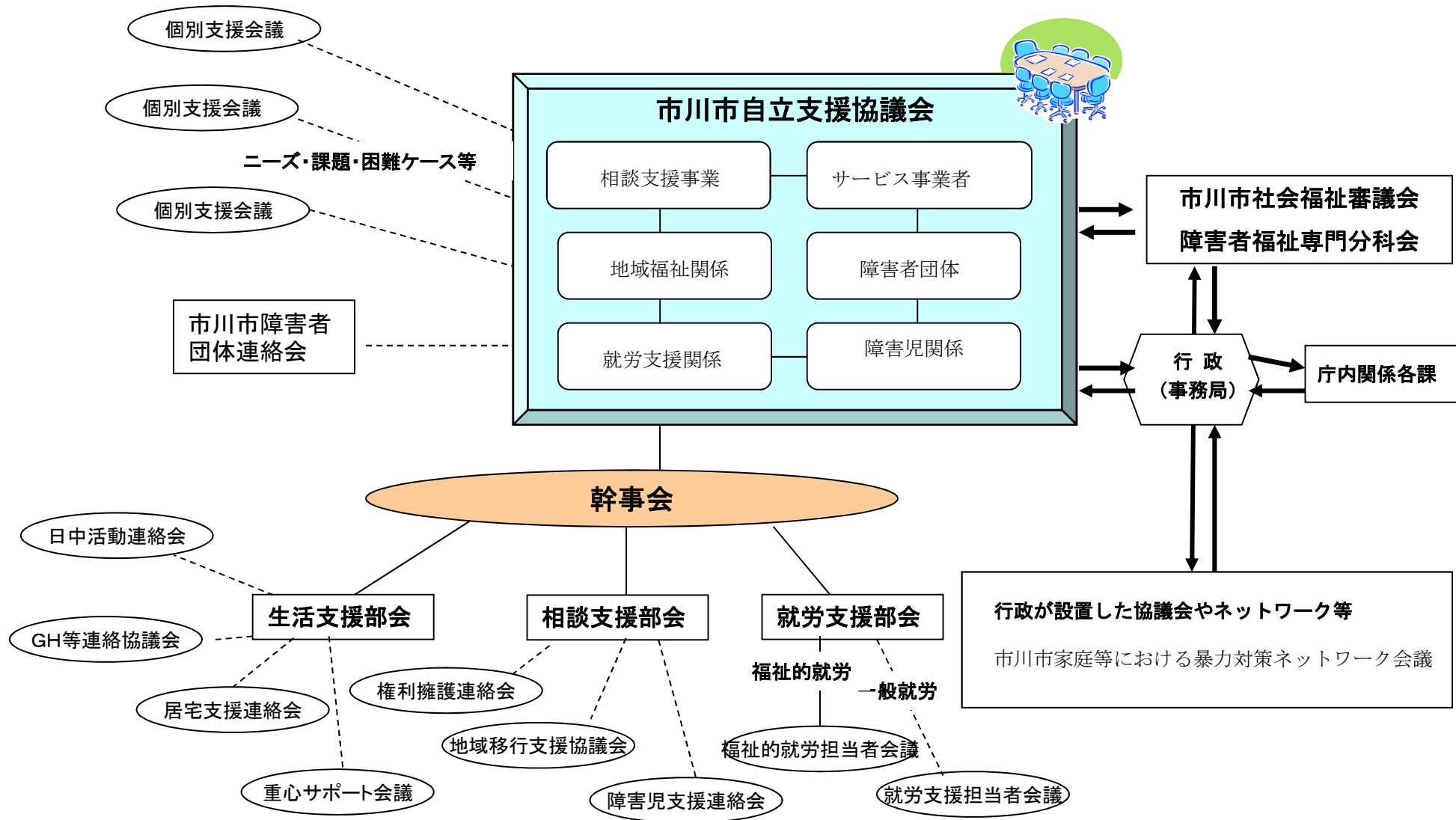
市川市内の療育手帳所持者は 2000 名を超えています。

少なくとも、ここ数年で、数百人がグループホームを必要にな  
るのではないかと思います。市内の社会福祉法人が全力を挙  
げても、資金的に不可能ではないかと思います。

行政と民間が力を結集して対処しなければならないと思いま  
す。

自立支援協議会として、建設会社、地主さん、不動産業者など  
多くの方々のご協力をいただけるよう、行政の働きかけを、切  
に願うものです。

# 市川市自立支援協議会の関係図(平成26年度)



---

**第2次いちかわハートフルプラン**  
**【市川市障害者計画（第3次実施計画）**  
**・第4期市川市障害福祉計画】**  
**（平成27～29年度）**

---

**答申案**

**平成27年1月**  
**市川市**

### 3. 市川市自立支援協議会およびアンケート等からの課題

#### (1) 市川市自立支援協議会からの課題・意見

平成26年11月19日の市川市社会福祉審議会 第8回障害者福祉専門分科会において、市川市自立支援協議会との意見交換が行われ、自立支援協議会としての課題認識が示されました。その概要は以下の通りです。

#### 【相談支援部会からの意見】

##### ①市の相談支援に関する課題

- ・何をどこに相談すればよいか分かりにくい。また他分野との連携が不十分。
- ・定型的なサービスにつながりにくい人や、一般就労している人への支援のあり方。

##### ②指定特定相談支援（計画相談支援）に関する課題

- ・質と量の確保。支給決定のあり方。事業所運営のバックアップ。

##### ③指定一般相談支援（地域相談支援）に関する課題

- ・精神科病院からの地域移行にあたって、病院への働きかけ。ピアサポーター（長期入院経験者）の活用。

##### ④障害児相談支援に関する課題

- ・行政機関や教育機関、関係機関が一堂に会して、障害児に関する地域課題や問題意識を共有し、官民協働で解決に向けた検討を進める場の必要性。

##### ⑤権利擁護に関する課題

- ・第三者後見のニーズの高まりに対応し、法人後見や市民後見を含めた仕組みづくり。

##### ⑥意思疎通支援に関する課題

- ・意思疎通支援者の派遣等のあり方の検討。

##### ⑦その他の課題

- ・重症心身障害や高次脳機能障害、難病などの相談支援。入所施設からの地域移行。

→（提言）

i) 市の相談支援体制の見直し（3箇所の「地域拠点」と、市役所における「中央センター」を全体として「基幹相談支援体制」と位置づける）

ii) 3箇所の「地域拠点」には、既存のサービスにマッチしない人や就労している人を受け入れる場としての「たまり場機能」を備えることとし、その設置に向けた試行と検証を踏まえて、次の段階の取り組みにつなぐ。

#### 【就労支援部会からの意見】

##### ①就労後の定着支援に関する課題

- ・福祉的就労から一般就労への、働き方の変化による課題（金銭管理や人間関係、障害福祉サービス対象外になることなど）への対応。
- ・立ち寄れる場や、ニーズをすくい上げ、相談につなげる機能の必要性。

→（提言）相談支援部会で提言されている「たまり場機能」を、地域活動支援センターなど



の活用により設置する。

### 【生活支援部会からの意見】

#### ①住まいに関する課題

- ・グループホームに対する建築基準法、消防法等の規制。
- ・多様なニーズと目的に応じたグループホームや短期入所の利用のあり方と整備。

→（提言）重度の障害者も利用できるグループホームや短期入所の開設、シェルター機能や短期的な評価、体験宿泊機能等をもつ住居の設置 等

#### ②人材確保・育成に関する課題

- ・グループホーム世話人、ヘルパー、医療的ケアや専門性の高い担い手の確保と育成。

→（提言）福祉人材フェア等の雇用推進、研修の開催や補助 等

#### ③活動の場に関する課題

- ・公立施設のあり方について、答申を踏まえた上で自立支援協議会の意見の検討。
- ・南部地域（江戸川以南）の事業所の整備。
- ・当事者活動の場や、定期的な通所が困難な方よりどころとしての地域活動支援センターの再評価。
- ・車椅子やベッド等そのまま利用できる日中活動の場の整備。

→（提言）上記の課題を踏まえた日中活動の場の整備

#### ④移動に関する課題

- ・通所施設への移動手段の確保。
- ・移動支援事業の見直し。

→（提言）施設送迎に関する乗り合いタクシー、巡回バス、送迎ボランティア等の活用、移動支援の見直し・ガイドラインの作成 等

#### ⑤理解・啓発に関する課題

- ・市民の障害理解につながる取り組みの強化。

→（提言）ハートフルセミナー、障害者週間イベントの活性化、小中学校への出前研修、バリアフリーパンフレットの作成 等

## 第3章 重点施策

### 1. 重点施策とは

第2次いちかわハートフルプランの計画年度（平成27～29年度）において、市が重点的に取り組むべき施策を、「重点施策」として位置づけます。

重点施策は、「第2次ハートフルプラン」全体として、施策横断的な取り組みとし、そのもとに具体的な事業を位置づけます。

### 2. 重点施策

「指標等」のうち※は活動指標、無印は成果目標となります。

#### ①相談支援・権利擁護体制の充実

##### 【施策の方向性】

- 市民にとって分かりやすく、適切な支援やサービスに結びつく相談支援体制の再構築をはかります。
- 障害児の相談支援体制・障害者虐待防止センターについては、障害者相談支援のあり方と一体的に見直しを行います。
- 成年後見制度の周知をはかるとともに、制度を必要とする方への適切な支援を推進します。
- 障害者差別解消法の施行にあたり、市としての取り組みを検討します。
- 相談支援の現場から地域の課題を集約し、サービスの開発につなげていくため、自立支援協議会を核とした取り組みを進めます。

##### 【具体的な事業】

障害者虐待防止センター（39ページ）

成年後見制度利用支援事業（39ページ、73ページ）

相談支援事業（指定相談支援事業・障害者相談支援事業）（66ページ、71ページ）

基幹相談支援センター（71ページ）

##### 【指標等】

指標等	現状（平成25年度）	見込数値（平成29年度）
指定特定相談支援事業所箇所数※	21箇所	40箇所
成年後見報酬助成延べ件数	3件	5件

障害者虐待通報件数	10件	20件（周知による増）
-----------	-----	-------------

## ②就労支援の推進

### 【施策の方向性】

- 一般就労への移行を促進するとともに、就職後のアフターケアを強化し、職場への定着をはかります。
- 福祉的就労の場への業務発注などを拡充するとともに、生きがいや社会的役割を獲得するなど、工賃向上だけではない多様な働き方の充実をはかります。

### 【具体的な事業】

- チャレンジドオフィスいちかわ（34ページ）
- 優先調達推進事業（34ページ）
- 雇用促進事業（35ページ）
- 就労移行支援事業（60ページ）
- 就労継続支援事業（60ページ）

### 【指標等】

指標等	現状（平成25年度）	見込数値（平成29年度）
一般就労への移行者数	55人	80人
就職者の定着率（注）	60.3%	60%以上を維持
就労移行支援事業の利用者数	439人	703人
市からの業務発注の件数	6件	8件

（注）障害者就労支援センター「アクセス」のアフターケア登録者のうち、平成18年度以降の就職者が当該年度末まで同一職場に定着している率

## ③地域生活の充実

### 【施策の方向性】

- 市内における一時預かり・短期入所のニーズに応える方策を、実現に向けて検討します。
- 移動サービスの充実に向けた検討を進めます。
- 入所施設・精神科病院からの地域生活への移行だけでなく、親元からの独立などに伴うグループホームやアパートなどへの生活拠点の移行や、地域生活の定着への支援の充実をはかります。
- 道路や公共空間のバリアフリー化を進めます。
- 技術の進歩に応じたコミュニケーション支援の充実をはかります。

### 【具体的な事業】

- 人にやさしい道づくり整備事業（４３ページ）
- 地域生活支援拠点等（５４ページ）
- 短期入所事業（６０ページ）
- 共同生活援助事業（６４ページ）
- 指定一般相談支援事業（６６ページ）
- 意思疎通支援事業（７５ページ）
- 移動支援事業（７９ページ）

### 【指標等】

指標等	現状（平成２５年度）	見込数値（平成２９年度）
指定一般相談支援事業所箇所数※	７箇所	１４箇所
入所施設からの地域生活移行者数	３１人	新たに２６人
精神科病院長期在院者数（注）	２７０人	２５０人
地域生活支援拠点箇所数※	－	１箇所

（注）市川市の生活保護受給者および精神障害者入院医療費助成制度対象者のうち、精神科病院に継続して１年以上入院している人数

## ④災害対策の推進

### 【施策の方向性】

- 民生委員や自治会等への理解を進めるため、障害者団体連絡会と連携して啓発をはかります。
- 避難行動要支援者名簿登録制度の拡充をはかります。
- 災害時に必要とされる備蓄品の整備を進めます。

※災害対策基本法の一部改正に伴い、「災害時要援護者」という用語が「避難行動要支援者」に改められたため、本計画においては「避難行動要支援者」で統一します。

### 【具体的な事業】

- 避難行動要支援者名簿登録制度（４５ページ）
- 障害者団体連絡会運営支援事業（４９ページ）
- 自発的活動支援事業（７０ページ）

【指標等】

指標等	現状（平成25年度）	見込数値（平成29年度）
自治会等への啓発事業回数	—	4回
総合防災訓練への障害者団体連絡会からの参加	—	1回
避難行動要支援者名簿の取扱いに関する覚書取り交し自治会・町会数	120自治会・町会	225自治会・町会

⑤障害児支援の推進

【施策の方向性】

- 一般こども施策との連携をすすめ、地域で必要な支援を受けながら安心して成長できる環境整備を進めます。
- こども部、福祉部、教育委員会との連携を強化し、ライフステージに沿った切れ目ない支援が行われるようにサービス提供体制の構築を進めます。
- 平成27年度より開設予定の「そよかぜキッズ」を含め、児童発達支援センターの拡充をはかります。
- 医療分野との連携の拡充を図りながら医療的ケアを必要とする児童への支援の充実をはかるため、研修などを通じて人材育成に努めます。

【具体的な事業】

児童発達支援センター事業（29ページ）

特別支援教育推進事業（30ページ）

指定障害児相談支援事業（84ページ）

【指標等】

指標等	現状（平成25年度）	見込数値（平成29年度）
児童発達支援センターの拠点数※	3箇所	4箇所
保育所等訪問支援の年間延べ人数※	31人	120人
指定障害児相談支援事業所箇所数※	11箇所	30箇所

⑥人材の確保と育成

【施策の方向性】

- 地域におけるボランティアを育成し、障害福祉の担い手を確保します。
- 障害福祉サービス事業所や求職者に対し、雇用の機会を拡大できるよう、支援策を検討し

ます。

○障害の特性や、支援の専門性に応じた研修を行い、専門的な知識や技術の普及をはかりま  
す。

○障害福祉サービス事業所相互のネットワーク化をはかり、お互いに支え合う関係をつくる  
中で、事業所や職員の孤立・離職を防ぐ取り組みを促します。

#### 【具体的な事業】

発達障害の理解と支援のための研修（30ページ）

相談支援グループスーパービジョン（38ページ）

夏休み体験ボランティア実施事業（48ページ）

相談支援ガイドライン研修（48ページ）

#### 【指標等】

指標等	現状(平成25年度)	見込数値(平成29年度)
相談支援ガイドライン研修平均受講者数	76人	80人
グループスーパービジョン参加事業所数	6箇所	30箇所
発達障害の理解と支援のための 研修参加者数	200人	300人

## 第5章 第4期市川市障害福祉計画

第4期市川市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。また、市川市障害者計画の施策のうち、第3節「生活支援の充実」に関する実施計画として位置づけられます。

### 1. 障害福祉計画の方向性

障害者基本法における基本的理念、並びに市川市障害者計画における基本理念である「自立・参加・共生」を踏まえ、この計画においては次の3つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

#### (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障害のある人もない人も共に普通に暮らせる地域をつくる」という考え方のもとに、障害の種別や程度を問わず、障害者等が自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や社会経験に根差した考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

#### (2) 市を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害にかかわる制度の一元化への対応として、障害者等がその種別にかかわらず、必要な障害福祉サービスを利用することができるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

#### (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

これらの方向性を踏まえ、国の「基本指針」に即して今次の計画期間（平成27～29年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めます。

## 2. 成果目標

### ○入所施設入所者の地域生活移行を進めます。

平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成29年度末時点における福祉施設入所者を、平成25年度末時点から4%以上削減することとします。

具体的には、下表において、215人の入所者のうち26人の地域移行を目指しますが、26人が退所されたあとに、新たに入所する方がいるため、結果的に入所者の数が9名減になります。

項目	数値	備考
平成25年度末時点の施設入所者数(A)	215人	
【目標値】 目標年度入所者数(B)	206人	平成29年度末時点の入所者数を、平成25年度末時点から4%以上削減する
【目標値】 削減見込(A-B)	9人 (4%)	
【目標値】 地域生活移行者数	26人 (12%)	平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活へ移行することを目指す

### ○精神障害者の地域生活移行を進めます。

精神障害者の地域生活移行については、国の「基本指針」においては、市町村における成果目標は定められていませんが、都道府県における成果目標を踏まえて、活動指標を設定することとされているため、千葉県における成果目標をここに掲げます。また、市独自の指標として「精神科病院への長期在院者数」を設定します。

#### 千葉県における成果目標(案)

項目	数値	備考
【目標値】 入院後3ヶ月経過時点の退院率	84.4%	平成29年度における数値を64%以上に にする
【目標値】 入院後1年経過時点の退院率	91%	平成29年度における数値を91%以上 にする
平成24年6月末時点における 長期(1年以上)在院者数(A)	7,218人	
【目標値】 平成29年6月末時点における 長期(1年以上)在院者数(B)	5,918人	(B)を(A)から18%以上減少する



## 市川市における成果目標

項目	数 値	備 考
精神科病院長期在院者数	270人	市川市の生活保護受給者および精神障害者入院医療費助成制度対象者のうち、精神科病院に継続して1年以上入院している人数(平成25年6月時点)
【目標値】 精神科病院長期在院者数	250人	平成29年6月時点

### ○地域生活支援拠点等を整備します。

「地域生活支援拠点」とは、以下のような機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加した拠点のことをいいます。

- ・相談（地域生活への移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場の提供（一人暮らし、グループホームへの入居等）
- ・緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの対応等）
- ・専門性の確保（人材の確保・養成・連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点の整備・コーディネーターの配置等）

また、整備にあたっては、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（「面的な体制」）も認められているため、「地域生活支援拠点等」とされています。

このような地域生活支援拠点等を、平成29年度末までに1つ整備することとします。

項目	数 値	備 考
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備数	1つ	平成29年度末までに

○一般就労への移行を促進します。

平成29年度中に一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上にするとともに、就労移行支援事業の利用者数および就労移行支援事業ごとの就労移行率に関する目標を下記の通り設定します。

- ・平成29年度末における利用者数を平成25年度末から6割以上増加
- ・全体の5割以上の事業所が就労移行率3割以上を達成

項目	数 値	備 考
平成24年度中の 年間一般就労移行者数 (A)	40人	
【目標値】 平成29年度中の 年間一般就労移行者数	80人 (Aの2倍)	
平成25年度末までの就労移行支援 事業利用者数(累計) (B)	439人	
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	703人 (Bの60%増)	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する方の数
就労移行率30%以上を達成した 就労移行支援事業所の割合	40%	平成25年度実績
【目標値】 就労移行率30%以上を達成した 就労移行支援事業所の割合	50%以上	